令和８年（フ）第１８６号
富山県中新川郡立山町末三賀898番地３
債務者　高橋　弘毅
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６３号
福井市花野谷町第24号６番地２
債務者　髙嶋　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７９号
福井市中野２丁目1803番地、旧住所大阪府東大阪市下小阪５丁目６番５号　切後　方
債務者　井上　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８０号
福井県坂井市春江町為国亀ケ久保116番地
債務者　佐藤　幸吉
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８２号
福井市渡町214番地　マンションミキ201号室
債務者　山口　愛梨
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４８１７号
大阪府豊中市永楽荘１丁目５番11号
債務者　吉川　英世
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８３２号
大阪市東成区中本４丁目１番22号　リアン東さくら　609号、前住所大阪市東成区中本４丁目１番22号　リアン東さくら　601号
債務者　Ｍａｙｒａこと　真下　　舞
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９８０号
大阪府高槻市奈佐原２丁目８番４―301号
債務者　川瀬　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０５５号
大阪市東淀川区淡路１丁目14番14―902号
債務者　立山　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０６１号
大阪府枚方市牧野阪２丁目19番16号　210号室、前住所大阪府枚方市禁野本町２丁目１番20―211号
債務者　吉野有紀子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１５２号
大阪市東住吉区湯里４丁目６番６号　Ｆａｓｅｃｉａ　Ｋａｓｔａｌｉａ　101号、前住所三重県鈴鹿市甲斐町76番地の６
債務者　木寺　祐一
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１５８号
大阪市住之江区西加賀屋４丁目４番18―208号
債務者　鼎　　芳光
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１８１号
大阪市港区八幡屋１丁目１番５―407号
債務者　松岡　弘好
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３１４号
大阪市淀川区新高６丁目２番７号　クラウンハイム新高　203号
債務者　谷本　和繁
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３９２号
大阪市都島区都島北通１丁目23番13―607号
債務者　畔堂映理香（旧姓小川）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７３号
大阪市生野区林寺６丁目１番５号　ＲＥＧＡＩＡ林寺、前住所大阪市城東区諏訪４丁目５番17号
債務者　新井　成宜（法定代理人成年後見人新井秀和）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部